

【お知らせ】

2022年3月25日

取引先様各位

適正な契約事務へのご協力をお願い

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご存じの事とは存じますが、弊社が貴社と物品購入等の取引を行う際は、取引額に関係なく、原則として契約書又は請書の取交しをさせて頂いており、口頭でその履行を依頼することはありません。

また、契約に基づく納入数量をご提示する場合は、業務サービス部から書面にて依頼させて頂くほか、仕様等、お願いしている履行内容に変更が生じる際は、事前に契約変更の処理をさせて頂いております。

弊社社員から、上記行為にあたり、口頭によりお願いすることはありませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

なお、万が一、そのような依頼を受けましたら、応じないようにして頂くほか、業務サービス部へもその旨ご連絡頂きますようお願いいたします。

おって、上記のような口頭での依頼に容易に応じますと、場合によっては弊社の取引先として不相当と見なし、取引停止等のペナルティを科すことありますので、ご注意願います。

敬具

<お問合せ先 >

日本郵政インフォメーションテクノロジー(株)
業務サービス部 (小林、佐藤)
電話：03-4511-8011